

学校法人東北医科薬科大学役員等の退任慰労金規程

平成元年12月16日
制定

改正 平成7年4月1日 平成11年3月20日
令和2年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、私立学校法第48条及び学校法人東北医科薬科大学役員等報酬支給規程第4条第5項に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の退任にあたって退任慰労金（以下「慰労金」という。）を支給するため必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は、法人の寄附行為に基づき選任された役員等に適用する。

(慰労金の種類)

第3条 慰労金は、普通慰労金及び功労金とする。

(普通慰労金)

第4条 普通慰労金は、役員等が退任したとき、これを支給する。

- 2 普通慰労金の額は、基準額×在任年数により計算する。
- 3 前項の在任年数とは、役員等として就任した日の属する日から退任または死亡の日の属する日までの引き続いた期間をいう。
- 4 在任年数に1年未満の端数があるときは繰り上げて1年とする。
- 5 基準額は、役職により次のとおりとする。
 - (1) 理事 50万円
 - (2) 監事 40万円
 - (3) 評議員 20万円
- 6 普通慰労金の計算にあたっては、理事が評議員を兼務していた期間がある場合は、その期間は理事の基準額のみで計算し支給する。

(功労金)

第5条 功労金は、理事長等、在任中特に功績が顕著であった役員に対し、前条の普通慰労金の他、理事会の議決を経てこれを支給する。

(支給の時期)

第6条 慰労金は、役員等が任期満了の時、または任期途中で退任したとき、これを支給する。

- 2 慰労金は、死亡によって退任する役員等についてはその遺族に支給する。
- 3 前項の死亡した場合の遺族の範囲及び順位については、労働基準法施行規則第42条

から第45条までの規定による。

(改廃)

第7条 この規程は、評議員会の意見を聴いた上で、理事長の発議により理事会の議を経て改廃する。

附 則

1 この規程は、平成元年12月16日から施行する。

2 この規程は、平成元年12月16日現在就任している法人役員等から適用する。

附 則（平成7年4月1日）

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月20日）

この規程は、平成11年3月20日から施行する。

附 則（令和2年4月1日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。